

船体の強度を保持するための構造の基準等を定める件の一部改正について

平成16年3月
海事局安全基準課

1. 背景

2002年12月に開催された国際海事機関(IMO)の第76回海上安全委員会において、海上人命安全条約(SOLAS条約)の改正案が採択され、船体内部の構造に発生するクラックや腐食衰耗の監視及び早期発見等のため、タンカー及びバルクキャリアに点検用交通設備を備え付けることとされた。当該改正条約は2004年7月1日から発効し、2005年1月1日から適用となっていることから、今般、標記告示を改正することとする。

2. 改正の内容

(1) 次に掲げる船舶には、暴露甲板から貨物倉等へ直接通じる安全な通路を設けるとともに必要な数のハッチ及びはしごを設けなければならない。

総トン数500トン以上のタンカー

国際航海に従事する総トン数20,000トン以上のバルクキャリア

(2) (1) 及び の船舶の貨物倉等には船体構造部材を精密に点検及び板厚計測するために必要な設備を設けなければならない。

(3) (1)及び(2)の規定は施行日以後に建造され、又は建造に着手された船舶に適用する。

3. 改正スケジュール

公布:平成16年3月26日

施行:平成17年1月1日